

中小企業の会計に関する指針等との比較による IFRS for SMEs の位置づけ

河合 伸泰

求められる小中規模法人向け国際財務報告基準の内容の詳細開示（又は日本語化）

小中規模法人向け国際財務報告基準（以下「IFRS for SMEs」という）は、通例、国際財務報告基準（以下「IFRS」という）の簡略版であると紹介されるが、実体としてはどのようなものであろうか。そもそも、大本の IFRS 自身は、国内の有価証券報告書等を作成する上場企業、金融商品取引法に従い開示が必要な企業、会社法の大会社が準拠すべき会計基準である企業会計基準等（以下「国内基準」という）との対比において、原則主義・貸借対照表重視・投資家最重視・包括利益重視・公正価値重視などにより、国内基準と比して特異なものであると紹介されている。そして、IFRS for SMEs は、IFRS の枠組みの中の簡略版であるが、別建ての独立した会計基準についての文書として策定された結果、IFRS と IFRS for SMEs の選択適用は「金融商品」以外には認められず、IFRS に在るところの「1 株当たり利益」、「中間財務報告」、「セグメント報告」、「売却目的の非流動資産」の表示は削除され、「無形固定資産」、「研究開発費」、「借入費用」、「従業員給付」、「農業」、「株式報酬」、「リース」等の会計処理も IFRS と異なることになったと二重の特異性が紹介され、簡単な内容が述べられるのが解説記事のステレオタイプであり、その内容自体について詳細に述べているものは無いのが現状である。従って、IFRS for SMEs の内容を示す適切な論点を抽出し、それらを原文を翻訳しながら、詳述し、中小企業会計指針及び今後中小企業が準拠するであろう会計基準と比較することで、IFRS for SMEs がどのようなものであるかを提示する必要があると考える。

IFRS for SMEs と比較されるべき中小企業のための会計基準

IFRS for SMEs と比較されるべき中小企業のための会計基準としてまず挙げられるものとして、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会及び日本商工会議所が公表している「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小企業会計指針」という）がある。

そもそも、平成 14 年の商法改正に伴い会社計算規定が法務省令（会社計算規則）に移行した

際、省令化によって会社計算規則が国際化・複雑化することを危惧して、衆参両院共に「中小企業に対して過重な負担を生じないように必要な措置を取る」旨の付帯決議をしたことから、作成されたものが中小企業会計指針であったが、会計参与設置会社が準拠すべき基準として策定されているので、殆どの勘定科目について税法基準による会計処理を認めてはいるものの、零細企業までを含めた中小企業の会計基準としては高品質過ぎる嫌いがある（中小企業の会計担当者が理解できない記述が多い）ところに加え、近年、国内基準の IFRS へのコンバージェンスに伴い、この中小企業会計指針も IFRS に近づいており（売買目的有価証券、棚卸資産の評価方法、企業再編、今後の検討事項としての資産除去債務等）、更に中小企業が準拠すべき会計基準としては高品質になっているところが見受けられる。

こうした状況を踏まえ、企業会計基準委員会の「非上場会社の会計基準に関する懇談会」と中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」は期を同じくして、中小企業会計指針とは別個の、IFRS の影響を受けず、中小企業の経営者や会計担当者が容易に理解でき、法人税法に従った会計処理を考慮した、中小企業の会計処理の為の新たな基準を取りまとめるべきであると述べている。

従って、この新たに取りまとめられるであろう中小企業の会計処理の新基準を念頭において、現時点では税法基準（法人税法に従った処理）も比較対象とすべきと考える。

IFRS for SMEs への誤解と、内容開示の為の適切な論点の抽出

IFRS for SMEs は公開草案において従業員がおよそ 50 人程度の会社に焦点を当てたものであると明示されていたが、どの企業が IFRS for SMEs を使用しなければならないのかを決定する各国の判断に影響を与えないようにこの目安が削除された結果、収益、資産、従業員数等の数値基準は一切有しないこととなり、この会計基準が対象とする小中規模法人とは「公的説明責任を有していないが、事業経営に関与しない所有者や、潜在的な債権者を含めた債権者、格付け機関等への外部利用者へ一般目的の財務諸表を公表している法人」とのみ定義されることとなった。こうした小中規模法人定義の経緯と、前述の国内基準への特異性と IFRS への特異性の二重の特異性を以て内容を説明される故か、会社法の大会社は国内の有価証券報告書等を作成

する上場企業や金融商品取引法に従い開示が必要な企業と同じ国内基準を採用しているにも拘わらず、「あるべき会計制度のモデルとして、社会的説明責任のない会社法の大会社にも IFRS for SMEs 又は中小企業会計指針を適用すべき」と解説する記事もあり、IFRS for SMEs の会計基準としての品質を過度に評価している誤解等があると思われ、速やかな IFRS for SMEs 全文の日本語化が望まれる所以である。

しかしながら、IFRS for SMEs 全文の日本語化が速やかになされない現状を鑑み、二重の特異性を以て語られる事項の一部等を含め、いくつかを列举し、その内容を詳述し、かつ、中小企業会計指針及び税法基準と比較して、IFRS for SMEs の本質を理解する一助としたい。

また、IFRS の国内基準に対する特異性のみが伝えられ、IFRS for SMEs では例外規定によりその特異性が緩和されているのか、厳密に適用されているのか不明な事項についても、比較検討項目の選択において考慮したい。

なお、IFRS と国内基準に大きな特異性が存在するような事項でも、小中規模法人では発生が考え難いものについては、今回は割愛している。また、税法基準については、比較すべき項目のみを表に記載することとした。

比較検討項目

- 財務諸表の表示…… (IFRS for SMEs 3) (準拠)
- 収益…… (IFRS for SMEs 23) (収益計上の原則)
- 金融商品…… (IFRS for SMEs 11) (当初の測定、以後の測定等)
- 無形固定資産、営業権…… (IFRS for SMEs 18、19) (認識・計上、耐用年数等)
- 開発費…… (IFRS for SMEs 18) (資産計上、費用計上)
- 借入費用…… (IFRS for SMEs 25.2) (IFRS for SMEs の簡易処理)
- 退職後給付…… (IFRS for SMEs 28) (IFRS for SMEs の簡易処理)
- 株式報酬…… (IFRS for SMEs 26) (IFRS for SMEs の簡易処理)
- 投資不動産…… (IFRS for SMEs 16) (IFRS for SMEs の簡易処理)
- オペレーティングリース…… (IFRS for SMEs 20) (IFRS for SMEs の例外規定有り)
- 減価償却…… (IFRS for SMEs 17) (耐用年数、残存価額、償却方法の毎年の見直し)

- 減損……（IFRS for SMEs 17）（認識、戻し入れ）

税法基準、中小企業会計指針との対比から見える IFRS for SMEs の特徴

税法基準、又は、法人税法に親和性のある中小企業の会計処理の為の新たな会計指針

税法基準のみを参照している中小企業群は、単に納税の為の会社利益算定を主眼と考える会社集団であろうと推察される。

法人税法第 22 条は「内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」と定め、この各事業年度の益金の額から損金の額を控除した差額として捉えられる課税所得を算定するための規定が、所謂「税法基準」である。従って、差額概念である課税所得を算定するために、第一に損益計算書が算定され、その相手勘定として貸借対照表が決定される、損益計算書重視の基準である。

ちなみに、法人税法第 22 条第 4 項は「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号（注：損金の額に算入すべき金額に関する規定）に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」とあり、当該「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」が IFRS とのコンバージェンスと共に国際化されることにより、法人税の課税所得計算に影響を与えることが考えられるが、中小企業に限っては国際化の影響を遮断することが、中小企業の会計処理の為の新たな会計指針が策定される動機の一つである。

中小企業会計指針

中小企業会計指針を使用している中小企業群は、①単に納税の為の会社利益を算定するだけでなく、会社経営の為の有用で、適切な経営管理に資する財務諸表を作成しようと考え始め、この基準を参照している会社集団、及び、②会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって、この基準に準拠している会社集団の 2 グループに分類される。

近年、この中小企業会計指針も IFRS に近づいているものの、会社判断で時価評価を回避できる「その他有価証券」区分のある「有価証券」、IFRS に近い内容でありながら実務上税制適格組織再編を用いる中小企業は該当しない「組織再編の会計」、中小企業で見積もることが不可能で

あると同時に計上した場合に多額の損金計上となる「資産除去債務」の先送り等、中小企業に影響の無いような規定とする配慮はあるものの、この中小企業会計指針は実務上上記①グループと②グループとの間に大きな溝が生じさせている。

それらは主に「貸倒損失・貸倒引当金」、「固定資産」の規定に起因している。法人税法では画一的な処理の必要性から統一的な基準を設定し一定の限度額までを損金算入させる規定が多いが、減価償却はこの規定に該当し、税法基準では定率法や定額法等で算定した償却限度額までの範囲で会社判断により損金経理した金額を減価償却出来るが、中小企業会計指針はその資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に算定した原価償却額、又は法人税法規定の償却限度額をもって償却額とすると規定しているため、中小企業会計指針の合理的に算定された減価償却累計額又は税法の償却限度額をもとに算定した減価償却累計額と、税法基準の会社判断により実際に会計処理した減価償却累計額の差額が大きく、この「固定資産」の規定の適用が出来ない法人も多い。

第二に、上記の原価償却と同じく、貸倒引当金は、税法基準では統一的な基準のもと一定の限度額までしか損金算入出来ないが、中小企業会計指針ではこの法人税法の繰入限度額が取立不能見込額を下回る場合には、繰入限度額以上の取立不能見込額で貸倒引当金を計上するように求めるため、貸倒懸念債権の税法上の金額と中小企業会計指針上の金額の差額が大きく、「貸倒損失・貸倒引当金」の規定の適用が出来ない法人がまた多い。

第三に、固定資産やゴルフ会員権の減損の処理である。業績の芳しくない法人においては、減損損失を計上していないがゆえに、同じくこの「固定資産」の規定の適用が出来ない法人が多く存在する。

これらの減価償却不足額、貸倒引当金引当不足額、減損損失計上不足額は、その追加計上を行なった際は相手勘定に損失を計上することになり、損益計算を悪化させることになるものであり、融資の際に赤字決算を嫌う金融機関との関係もあって安易に実行に移せるものではない。

従って、税法基準に準拠している又は同基準に準拠しつつ、中小企業会計指針を参照している大多数の中小企業が使用する「税法基準」と、約 2,000 社程度と言われる会計参与設置会社が準拠する「中小企業会計指針」という、中小企業が使用する 2 つの会計基準が実務上は存在

すると言うことが出来る。

中小企業会計指針は、№10 から 89 までの各論項目のうち、損益計算に関係する規定は「収益・費用の計上（72 から 74）」、「リース取引（74-2 から 74-4）」のみであり、そのほとんどが資産・負債項目についての基準となっている。中小企業会計指針は、規定に従い資産・負債を正しく認識・測定し、貸借対照表を作成することを求める、貸借対照表重視の基準である。貸借対照表が算定され、その相手勘定として損益計算書が決定され、そして、その損益計算書に現れた収益・費用が税法上の益金・損金の規定によって算定された額と異なる場合には、別表 4 で修正される手順を取ることになる。

ちなみに、所謂「税法基準」に従い益金の額から損金の額を控除した課税所得を算定した結果、その相手勘定として単純に決定される貸借対照表を税理士による「意図せざる粉飾決算」と呼ぶ金融機関があると言われている。

IFRS for SMEs（小中規模法人向け国際財務報告基準）

IFRS for SMEs が対象とする中小企業群は、公的説明責任はないが、経営に関与していない株主や現在及び潜在的な債権者並びに信用格付け機関といった、外部利用者に一般目的で財務諸表を作成する法人である。法人の負債券や持分金融商品が市場で売買されている場合若しくはこれらの金融商品を市場で発行している段階にある場合、又は銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカーやディーラー、投資信託、投資銀行のように受託者の資格で広汎な外部者のために資産を保有している場合は公的説明責任を有するものとされる。

実際には日本では、①上場会社でなく、②金融商品取引法適用会社でなく、①又は②以外の会社法の大会社でもない、公的説明責任を有しない法人が、法的には IFRS for SMEs に準拠した会計処理の財務諸表を作成する必要はないが、海外からの資金調達若しくは海外取引相手との良好な取引環境の創出等の目的で、税法基準又は中小企業会計指針等による財務諸表を作成し、確定決算主義に基づき税務申告を行なうのとは別個に、IFRS for SMEs に完全準拠した財務諸表を作成することになる。

IFRS for SMEs は、第一に、別紙の IFRS for SMEs の目次に見られるように、中小企業会計指

針に規定されている資産・負債項目を総て網羅しており（注：見出し項目の異なる中小企業会計指針の金銭債権及び金銭債務、税金費用・税金債務及び税効果会計、繰延資産は、各々IFRS for SMEs の基礎的な金融商品、法人の所得に対する税、財政状態計算書及びキャッシュフロー計算書に記載されている）、貸借対照表が重視されている基準と言えるものである。また、同時に第二として、収益の認識・測定についても多くの規定を設けていて、損益計算書も重視されている（別紙の「IFRS for SMEs、中小企業会計指針、税法基準等との比較」の「収益（Revenue）」等参照）。即ち、国内基準への特異性と IFRS への特異性の二重の特異性を以て内容を説明される「無形固定資産」、「研究開発費」、「借入費用」、「従業員給付」、「株式報酬」、「リース」等の会計処理で、税法基準や中小企業会計指針に考え方の近いものもあるが、基本的には IFRS for SMEs は資産や負債を売却時価（公正価値）で評価する時価会計であり、実務上は、公正価値で当初から測定されるものは売り上げる度に信頼性の高い時価評価が求められる、高度な会計基準である。

そして、その高度な会計処理を上述のように、会計参与設置会社で中小企業会計指針に準拠している会社や、完全準拠ではないもののかなりの会計処理を準拠させている会社で、手順を想定してみると、中小企業会計指針の規定に従い資産・負債を正しく認識・測定し、貸借対照表を算定され、その相手勘定として損益計算書が決定され、日本向けの財務諸表が作成される。そして、その損益計算書に現れた収益・費用が税法上の益金・損金の規定によって算定された額と異なる場合には、別表4で修正し、税務申告がなされる。その後、IFRS for SMEs の規定に従い、収益の認識・測定の基準に従い、期中の取引を総て見直し、同時に資産・負債項目も総て見直して、もう一つの国外向けの財務諸表を作成する。IFRS for SMEs は中小企業会計指針・税法基準と収益の認識・測定で内容が異なるので、当該差異が会計内容に影響を及ぼす場合には、公的説明責任を有せず、法的には IFRS for SMEs に準拠した会計処理の財務諸表を作成する必要がない法人にとって、唯単に海外からの資金調達若しくは海外取引相手との良好な取引環境の創出等の目的だけで、上記の会計作業を行なうことはとてつもなく重荷となる作業である。これらの法人の事務コスト低減の措置が必要と考える。

以上

目次

予備的解説

小中規模法人向け国際財務報告基準

序文	6
1 節 小中規模法人	10
2 節 概念と広汎に適用されるべき原則	12
3 節 財務諸表の表示	22
4 節 財政状態計算書	27
5 節 包括利益計算書及び損益計算書	31
6 節 株主資本等変動計算書及び所得と内部留保に関する計算書	34
7 節 キャッシュフロー計算書	36
8 節 財務諸表に関する注記	41
9 節 連結財務諸表及び個別財務諸表	43
10 節 会計方針、見積及び誤差	49
11 節 基礎的な金融商品	54
12 節 その他の金融商品の論点	69
13 節 棚卸資産	76
14 節 関連会社への投資	81
15 節 ジョイントベンチャーへの投資	85
16 節 投資不動産	89
17 節 土地建物、機械装置、器具備品	92
18 節 営業権以外の無形資産	98
19 節 合併と営業権	104
20 節 リース	110
21 節 引当金及び偶発事象	118
付録…引当金の認識と測定に関する指針	
22 節 負債及び資本	127
付録…転換社債の発行人の会計処理例	
23 節 収益	135
付録…23 節の原則に基づいた収益の認識例	
24 節 政府助成金	149
25 節 借入金利子	151
26 節 株式を基礎とする報酬（株式報酬）	152
27 節 資産の減損	158

28 節	従業員給付	166
29 節	法人の所得に対する税（法人税）	177
30 節	外国為替	184
31 節	ハイパーインフレ	190
32 節	後発事象	193
33 節	関連当事者の開示	196
34 節	特殊な企業活動（農業、鉱物資源掘削、政府許認可関連事業）	200
35 節	小中規模法人向け国際財務報告基準への移行	204
	用語集	209
	経緯表	229
	2009.7 月小中規模法人向け国際財務報告基準評議会による承認	231

決定に至る基礎 別紙参照

財務諸表と開示の例示と開示のチェックリスト 別紙参照

IFRS for SMEs、中小企業会計指針、税法基準等との比較

	IFRS for SMEs	中小企業会計指針	税法基準等
財務諸表の表示 (Financial Statement Presentation)	IFRS for SMEs への準拠 財務諸表が IFRS for SMEs に準拠している法人は、注記に明確にそして率直に準拠している旨の記述をしなければならない。なお、IFRS for SMEs の総ての規定を満足しない限り、財務諸表が準拠していると記載してはならない。(IFRS for SMEs 3.3)	本指針の目的 本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。(中略) 本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。(3)	趣旨 第 1 条 この法律は、法人税について、納税義務者、課税所得等の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。
収益 (Revenue)	物品の販売、役務の提供、工事請負契約、利息・著作権使用料・配当に係る収益については 23 節で規定し (23.1)、リース契約 (20 節)、持分法で会計処理される配当等 (14 節)、金融資産・負債の公正価値の変動 (11、12 節)、不動産の公正価値の変動 (16 節)、生物資産の当初の認識と農業活動に伴う公正価値の変動 (34 節)、農作物の当初の認識 (34 節) に係る収益については他の節で規定する。(IFRS for SMEs 23.2) 収益の測定 法人は、受領した又は受領することの出来る対価の公正価値で測定しなければならない。この対価の公正価値は営業割引、早期決済割引や大量購入割引を考慮する。(IFRS for SMEs 23.3)		各事業年度の所得の金額の計算 第 22 条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。 益金の額の計算 第 22 条～第 28 条 損金の額の計算 第 29 条～第 64 条 各事業年度の所得の金額の計算の細目 第 65 条 第二款から前款まで(所得の金額の計算)に定めるもののほか、各事業年度の所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

税抜経理 法人は受領した又は受領することの出来る経済的便益の総流入分のみを収益に算入し、売上税、物品及びサービス税、付加価値税といった第三者のために回収した金額は、収益から除外しなければならない。(IFRS for SMEs 23.4 前段) 委託販売 代理関係にある場合において、法人は手数料の額のみ収益に算入し、委託者本人のための回収した金額は、法人の収益には当たらない。(IFRS for SMEs 23.4 後段) 支払の繰延 現金又は現金等価物の払い込みが繰り延べられる取り決めが金融取引を構成する場合、対価の公正価値は、みなし利率を使用して決定された、将来の総受領高の現在価値となる。例えば、物品の販売の対価として、法人が無利息の信用を買手に与えたり、市場金利を下回る利息の受取手形を受け取った場合、金融取引が発生し、将来の総受領高の現在価値と対価の名目金額が生じた場合、その差額を利息収益と認識する。(IFRS for SMEs 23.5) 収益取引の認識 販売取引の一部として法人が顧客に、将来無償又は割引価格の商品や役務と引き換えることが出来る御愛顧への報奨（特典クレジット）を与える		税込経理、税抜経理 法人税の課税所得金額の計算に当たり、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理については、税抜経理方式又は税込経理方式のいずれの方式によることとしても差し支えない。(法個通、平元.3.1 直法 2-1) 委託販売 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。(企業会計原則第二B総額主義の原則)→受託販売収益の計算上は、受託販売勘定において、総額主義に従い、売上は総額で計上することになる。
---	--	---

ことがある。この場合、段落 23.8 に従い、法人は当初の販売取引の独立した識別可能な要素として特典クレジットを会計処理しなければならない。法人は当初の販売に関して受領した又は受領することの出来る対価の公正価値を、特典クレジットと当該販売の他の要素と間で配分しなければならない。特典クレジットに配分された対価は、その公正価値、即ち、特典クレジットが別個に販売されるであろう金額で測定されなければならない。(IFRS for SMEs 23.9) 物品の販売 法人は物品販売からの収益は、以下の総ての条件が満足された時に認識しなければならない。 (a) 物品の所有に伴う重要なリスク及び経済的価値を法人が買手に移転したこと。 (b) 販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も企業が保持していないこと。 (c) 収益の額を信頼性をもって測定できること。 (d) その取引に関連する経済的便益が法人に流入する可能性が高いこと。 (e) その取引に関連して発生した又は発生する原価を、信頼性をもって測定できること。(IFRS for SMEs 23.10)	収益・費用の計上 企業の経営成績を明らかにするため、損益計算書において一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上する。原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。 収益及び費用の計上について複数の会計処理の適用が考えられる場合、取引の実態を最も適切に表す方法を選択する。選択した方法は、每期、継続して適用し、正当な理由がない限り、変更してはならない。(72) 収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。	棚卸資産の販売による収益 棚卸資産の販売による収益の帰属の時期 棚卸資産の販売による収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入する。(法基通 2-1-1) 棚卸資産の引渡しの日の判定 2-1-1 の場合において、棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとする。この場合において、当該棚卸資産が土地又は土地の上に存する権利であり、そ
---	---	--

	法人は所有に伴う重要なリスクを保持しているならば、収益を認識してはならない。所有に伴う重要なリスク及び経済的価値を法人が保持している例は以下となる。((a)(c)は省略) (b) 特定の販売の収益の受領が、買手が物品を販売すること次第によって決まる場合 (d) 契約上の特定の理由により、又は、理由の如何を問わず買手の単なる判断により、買手が購入を取り消すことが出来、法人が返品の可能性を判断できない場合 (IFRS for SMEs 23.12) (以下、役務の提供、建設請負契約、進行基準、受取利息・著作権・配当等、省略)	(73) 出版会社の売上は、再販制度のもと、取次会社(書籍の間屋)に書籍を出荷して時点で認識、計上され、その後、返品があった時点で売上が取り消される。この収益認識基準に従い決算日前の刊行数が跳ね上がり、返品調整引当金は計上されるものの、決算書上の売上数字に未実現の売上が含まれているのが現状である。	の引渡しの日がいつであるかが明らかでないときは、次に掲げる日のうちいずれか早い日にその引渡しがあったものとするができる。 (1) 代金の相当部分(おおむね 50%以上)を受受するに至った日 (2) 所有権移転登記の申請(その登記の申請に必要な書類の相手方への交付を含む。)をした日 (法基通 2-1-2)
基礎的な金融商品、その他の金融商品の論点 (Basic Financial Instruments, Other Financial Instruments Issues)	会計方針の選択 法人は総ての金融商品を会計処理するに当たり以下のどちらかに準拠するかを選択するが、これは会報方針の選択である。 (a) 総てについて 11 節(基礎的な金融商品)及び 12 節(その他の金融商品の論点)の規定 (b) 認識と測定については IAS 第 39 号「金融商品：認識と測定」の規定に、開示については 11 節と 12 節の要求 (IFRS for SMEs 11.2) 金融商品 金融商品とは、一方の法人に金融資産を、他方の法人には金融負債又は持分金融商品を生じさせる契約である。(IFRS for SMEs 11.3)	金銭債権 金銭債権には、その取得価額を付す。(11) 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額とする。(12) 時価評価 市場価格のある金銭債権については、時価又は適正な価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理することができる。 (13) 金銭債務 支払手形、買掛金、借入金その他の債務には、	金銭債権の貸倒れ 金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。 (1)、(2) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定又は会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、これ

公的に取引されている又はその公正価値が信頼性高く測定できる転換できず償還請求の出来ない優先社債や償還請求の出来ない普通社債の投資を除いて、11 節は、総ての基礎的な金融商品について償却原価モデルの適用を求める。 当初の測定 金融資産又は金融負債が当初認識された時に、取り決めに事実上の金融取引を構成しない場合には、法人は（金融資産又は金融負債が純損益を通じて公正価値で測定される場合を除き、取引費用を含めた）取引価格で測定する。 また、例えば、通常の営業上の期間よりも長い期間支払が遅れたり、市場金利と異なる金利で支払が貸し付けられたときには、物品の販売に関連して金融取引が発生する。もし取り決めに金融取引を構成する場合は、法人は将来の支払を類似の債務性金融商品の市場金利で割り引いた公正価値で測定する。（IFRS for SMEs 11.13） 以後の測定 各報告期間の末日に、法人は以下のように金融商品を測定する。但し、販売やその他の廃棄により発生した取引費用を控除してはならない。 （a）段落 11.8(b)の条件に適合する債務性金融商品は、実効金利法で算定された償却後の原価で測定されなければならない。（以下省略） （IFRS for SMEs 11.14）	債務額を付さなければならない。 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。（45）	らの決定により切り捨てられることとなった部分の金額 （3） 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額 イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの （4） 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額 （法基通 9-6-1） 回収不能の金銭債権の貸倒れ 法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできない。（法基通 9-6-1） 一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ 債務者について次に掲げる事実が発生した場合
---	---	---

	償却後原価と実効金利法 金融資産又は金融負債の報告期日における償却後原価は、金融資産又は金融負債が当初認識時に測定された金額から元本返済額を控除し、当初金額と満期金額との差額について実行利息法による償却累計額を加減し、さらに金融資産であれば減損又は回収不能額を（直接又は貸倒引当金勘定を通じて）控除したものである。（IFRS for SMEs 11.15）	取得原価法 債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。償却原価法とは、金融資産を債権額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、決済時点において差額を損益として認識することもできる。（12）	には、その債務者に対して有する売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。 (1) 債務者との取引を停止した時（最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後 1 年以上経過した場合（当該売掛債権について担保物のある場合を除く。） (2) 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき（法基通 9-6-3）
無形固定資産 （ Intangible Assets, Good Will ） 営業権	無形固定資産 無形固定資産は、物理的実体のない識別可能は非貨幣項目で（IFRS for SMEs 18.2）、その資産に帰される将来の経済的便益が期待でき、その資産を得る為の費用もしくは価値が信頼性高く測定され、無形資産に係る内部的に発生した支出の結果ではないものである。（IFRS for SMEs 18.4） 創立費、開業費等 従って、法人設立時の法的事務的費用等の設立費用を含めた開始活動（開始費用）、新しい施設や事業を開くための費用（開始前費用）、新しい活動を始めたり、新しい生産や手順を開始する費用（活動前費用）は、費用として認識する。（IFRS	固定資産 固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して規則的な償却を行う。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができる。（34） 繰延資産 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費は、原則として費用処理する。なお、これらの項目については繰延資産として資産に計上することができる。 費用として処理しなかった税法固有の繰延資産	無形固定資産 イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。） ロ 漁業権（入漁権を含む。） ハ ダム使用权 ニ 水利権 ホ 特許権 ヘ 実用新案権 ト 意匠権 チ 商標権 リ ソフトウエア ヌ 育成者権 ル 営業権

for SMEs 18.15(b)) 即ち、創立費、開業費は資産計上されない。 耐用年数 契約その他の法的権利により発生する無形固定資産の耐用年数は、契約その他の法的権利期間を超えない範囲で、法人が使用を予定する期間とする。もし、契約その他の法的権利が更新可能な限定された期間である場合、法人が多額の費用を負担せずに、更新のサポートを受けられる場合には、更新期間を含めて耐用年数とすることが出来る。(IFRS for SMEs 18.19) 無形固定資産の耐用年数を明確に見積もることが出来ない場合には、IFRS では償却しないこととなっているが (IAS 第 38 号 IN11)、IFRS for SMEs では耐用年数を 10 年として償却する。(IFRS for SMEs 18.20) 営業権 事業結合により取得した営業権を取得者は取得した時点で資産として認識し、当初は、識別可能な資産、負債、段落 19.14 に沿って認識された偶発負債の公正価額の純額において、事業結合の費用が取得者の利益を超える場合に、その超過額を以て営業権を測定する。(IFRS for SMEs 19.22) 当初の認識の後、取得者は事業結合で取得した営業権を減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した取得原価で測定する。法人は営業権の償却について段落 18.19 から 18.24 の原則 (資産の消	は、長期前払費用等として計上する。 耐用年数 繰延資産として資産に計上したものについては、その支出又は発生が効果が発現するものと期待される期限内に原則として月割計算により相当の償却をしなければならない。償却期間は、創立費は会社成立後、開業費は開業後、開発費はその支出後、それぞれ 5 年内、株式交付費及び新株予約権発行費は発行後 3 年内、社債発行費は社債償還期間とする。 なお、税法固有の繰延資産については、法人税法上、償却限度額の規定があることに留意する必要がある。また、金額が少額のもの、発生時において費用処理する。(41)	ヲ 専用側線利用権 ワ 鉄道軌道連絡通行施設利用権 カ 電気ガス供給施設利用権 ヨ 熱供給施設利用権 タ 水道施設利用権 レ 工業用水道施設利用権 ソ 電気通信施設利用権 (法令第 13 条 1 項 8 号) 償却方法、耐用年数 鉱業権及びリース資産を除く無形固定資産は、定額法により償却し (法令 48 条の 2)、営業権の耐用年数は 5 年とする。(耐用年数省令別表 3)
--	---	--

	費パターンにより償却方法を決定し、確実に法人が決定できない時には定額法により、残存価格を零として償却し、陳腐化等が生じた場合には残存価格・償却方法・耐用年数の修正を行なう。）に従う。もし、法人が営業権の耐用年数を正しく見積もれない場合には、耐用年数を 10 年とする。また、営業権の減損の認識と測定については 27 節「資産の減損」に従う。(IFRS for SMEs 19.23)		
自己創設無形資産の一定の開発費 (Internally Generated Intangible Assets, Expenditure for Development Activities)	IFRS では研究から生じた無形資産を認識してはならないと、支出は発生時に費用処理を求めているが (IAS 第 38 号 54)、逆に開発から生じた無形資産は、その開発が技術的に実行可能等の一定の条件の下で、自己創設無形資産として計上を求めている (同 55)。IFRS for SMEs では研究及び開発活動の為の支出を含め、無形資産に係る内部的に発生した支出は、その支出が IFRS for SMEs の認識基準に従い他の取得原価の一部を構成するのでないならば、費用として認識することを求めている。(IFRS for SMEs 18.14)	開発費は、原則として費用処理する。なお、繰延資産として資産に計上することができる。費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用等として計上する。(繰延資産) 繰延資産として資産に計上したものについては、その支出又は発生効果が発現するものと期待される期限内に原則として月割計算により相当の償却をしなければならない。償却期間は、開発費はその支出後 5 年内とする。(41)	繰延資産の意義に規定する政令で定める費用は法人が支出する費用 (資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。) のうち次に掲げるものとする。 三 開発費 (新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。)(法令 14 条)
借入費用 (Borrowing Costs)	IFRS では適格資産 (意図した使用又は販売が可能となるまでに相当な期間を有する資産) の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用は、試算の取得減価の一部を構成し、その他の借入費用は費用として認識される (IAS 第 23 号) が、IFRS for SMEs では、事務コストの観点から借入費用は総て費用化される。(IFRS for SMEs 25.2)		借入金の利子 固定資産を取得するために借り入れた借入金の利子の額は、たとえ当該固定資産の使用開始前の期間に係るものであっても、これを当該固定資産の取得価額に算入しないことができるものとする。(法基通 7-3-1 の 2)

退職後給付（Post-employment Benefits）	退職後給付とは、雇用関係の終了後に支払われる従業員給付（従業員が提供した役務と交換に、法人が与えるあらゆる形態の対価）で、解雇給付を除いたものである。（IFRS for SMEs 28.1.b） IFRS では確定給付制度において予測単位積増方式による退職後給付債務の算定を求めているが、この方式は、受給権は加入期間中に均等に発生するという「発生給付評価方式」に基づいており、各従業員に対する債務は毎年算定する必要がある、かつ、算定に当たっては人口統計上の仮定（死亡率、従業員の退職率など）と財務上の仮定（割引率、将来の給与及び給付水準、年金資産の期待収益率など）から成る数理計算上の仮定を用いる必要がある（IAS 第 19 号）が、IFRS for SMEs では、事務コストの観点から、現在雇用している従業員に関して、以下の簡素な方法で確定給付債務を算定できる。 ① 将来の昇給を無視 ② 現在雇用している従業員の将来の役務を無視 ③ 報告日から給付を受ける日までに現在雇用している従業員が勤務中に死亡する可能性を無視し、退職後の死亡は考慮。 上記の簡素化した測定方法を用いるとも、法人は確定給付債務を測定する際に、権利が確定した給付と未だ確定していない給付の両方を測定するものとする。（IFRS for SMEs 28.19 ）	退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（退職給付引当金）として計上する。（53 原則法） 退職一時金制度の場合、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることは、会社が自ら計算することができる方法である。 確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に退職給付債務を計算することができる。（54 簡便法） 退職金規程がなくかつ退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務の計上は原則として不要である。 ただし、退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、引当金を計上する必要がある。（56）	退職給与引当金の制度は、法人のうち退職給与規程を定めているものが、使用人の退職により支給する退職給与に充てるため、事業年度終了の時に在職する使用人の全員が自己の都合により退職するものと仮定して計算した場合の退職給与の金額として見積もられる金額のうちその事業年度において増加したと認められる部分の金額を基礎として計算した繰入限度額までの金額を損金経理により退職給与引当金勘定に繰り入れることができるものであった。（旧法 54 条）。 その後、平成 14 年 7 月に公布された法人税法等の一部を改正する法律によりこの制度が廃止され、平成 15 年 3 月 31 日以後最初に終了する事業年度開始の時ににおいて退職給与引当金勘定の金額を有する場合には、その退職給与引当金勘定の金額は、一定の次の区分に応じて取り崩され、その取り崩した日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されることとなった。
--	---	---	---

株式報酬 (Share-based Payment)	IFRS では従業員との持分決済型株式報酬取引に関して、付与される持分金融商品の公正価値を参照して測定することとされているが (IFRS 第 2 号)、IFRS for SMEs では、事務コストを考慮して、持分決済型株式報酬取引について、市場価格をもとに費用が測定出来るのであれば当該費用を認識し、市場価格が把握できないのであれば持分決済型株式報酬取引の経営者の最善の見積による公正価値により費用を認識する。(IFRS for SMEs 26.10) また、現金又は持分のいずれかで決済する選択権がある株式報酬では、企業が過去に持分商品を発行したことがある場合又は現金で決済することが経済的実態を持たない場合を除き、現金決済として会計処理をする。(IFRS for SMEs 26.15)		新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等 法第 54 条 内国法人が、個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として新株予約権 (当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきものに限る。)を発行したときは、当該個人において当該役務の提供につき所得税法 その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。
投資不動産 (Investment Property)	IFRS では「公正価値モデル」と「原価モデル」の選択適用が可能であるが (IFRS 第 40 号)、IFRS for SMEs では、事務コストを考慮し、相当なコストと労力をかけずに公正価値による測定が可能であれば純損益を通じた公正価値により評価し、そうでなければ原価モデルを採用する。(IFRS for SMEs 16.7)		
オペレーティングリース	IFRS for SMEs では、所有に付随する総てのリスクと経済価値が実質的に移転するのであればファイナンスリースと分類し、所有に付随する総てのリスクと経済価値が実質的に移転しなければオ	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。(74-	法人税法上は、すべての所有権移転外リース取引は売買として取り扱われ、賃借人がリース料 (賃借料) として経理をした場合においても、その金額は償却費として経理をしたものとされる。

オペレーティングリース (Operating Leases)	ペレーティングリースと分類している。(IFRS for SMEs 20.4) オペレーティングリースに基づくリース料は、利用者の便益の時間的パターンをより良く表している他の規則的な基準がある場合を除き、定額で費用処理すべきとしている (IAS 第 17 号 33) が、IFRS for SMEs では、定額処理以外を認める場合として、貸し手の物価上昇に伴う費用増加を補償するために、一般的物価上昇に従い貸手への支払が増加する仕組みになっている場合を追加している。(IFRS for SMEs 20.15 (b))	3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、未経過リース料を注記する。 ただし、重要性がないリース取引については、注記を省略することができる。(74-4)	
減価償却 (Depreciation)	IFRS では土地や建物のように公正価値が信頼性をもって測定できる有形固定資産については再評価した公正価値からその後の減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した評価額で計上されなければならない (再評価モデル／IAS 第 16 号 31-42) が、IFRS for SMEs では、その規定がなく、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で評価することとされ (IFRS for SMEs 17.15)、その資産の使用方法の変更や著しい想定外の減耗、技術的進歩、市場価格の変化等の要因は、資産の残存価額あるいは耐用年数が直前の年間報告日から変化していることを示している可能性があるとし、これらの兆候がある場合には、法人は以前の見積を見直し、最新の予想が以前と異なる場合には、残存価額又は減価償却の方	有形固定資産の減価償却の方法は、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用し、みだりに変更してはならない。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。 減価償却における耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。ただし、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。 算定された減価償却費は、その性質に応じて製品原価又は期間費用として処理する。減価償却計算に適用した耐用年数又は残存価額が、その設定に当たり予測できなかった機能的原因等により著しく不合理となった場合等には、耐用年数又は残	減価償却資産の取得価額 法 54 条 減価償却資産の償却の方法に規定する取得価額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 一 購入した減価償却資産 次に掲げる金額の合計額 イ 購入の代価 (引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額) ロ 事業の用に供するために直接要した費用の額 二 自己の建設、製作又は製造に係る減価償却資産 次に掲げる金額の合計額 イ 建設等のために要した原材料費、労務費

	法、耐用年数を修正しなければならない。法人は段落 10.15 から 10.18 に沿い、これらの変更を会計上の見積の変更を捉えるべきである。(IFRS for SMEs 17.19) 即ち、誤りを訂正するのではないので、変更は過年度に遡及せず、将来に向かって修正される。(IFRS for SMEs 10.15-10.16)	存価額を修正し、これに基づき過年度における減価償却累計額を修正し、その修正額を特別損失に計上する。 租税特別措置法による特別償却のうち、一時償却額は、重要性の乏しい場合を除きその他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより繰延税金負債を控除した金額を特別償却準備金として計上する。 なお、無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、每期継続して適用する。(34)	及び経費の額 ロ 事業の用に供するために直接要した費用の額（以下、省略） 減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法 法 31 条 各事業年度終了の時において有する減価償却資産につきその償却費として損金の額に算入する金額は、その償却費として損金経理をした金額のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中から当該資産について選定した償却の方法に基づき政令で定めるところにより計算した償却限度額に達するまでの金額とする。
減損 (Impairment of Assets)	IFRS for SMEs では、17 節「固定資産」において、各々の報告日において、法人は固定資産の各々の資産又はそれらのグループの減損の認識と測定について、27 節「資産の減損」を適用する。この節は、帳簿価額の見直しの時期と方法及び回収可能価額の決定方法、減損の再認識又は戻し入れの時期について説明している。(IFRS for SMEs 17.24) 27 節「資産の減損」において、資産の帳簿価額が回収可能価額を超える場合に、減損が生じると規定している。この規定は、繰延税金資産（29 節「法人税」参照）、従業員給付なら発生する資産（28 節「従業員給付」参照）、金融資産（11 節「基礎的な金融商品」又は 12 節「その他の金融商	固定資産について予測することができない減損が生じたときは、その時の取得原価から相当の減額をしなければならない。 減損損失の認識及びその額の算定に当たって、減損会計基準の適用による技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとする。 具体的には、固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと又は固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識するものとする。なお、資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、	資産の評価損の損金不算入等 法 33 条 内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入 法 33 条 2 項 内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の

品の論点」の視野に入るもの)、公正価値で測定される投資不動産（16 節「投資不動産」参照）、公正価値から見積販売費用を控除したもので測定される農業活動に関連する生物学的な資産（34 節「特殊な法人活動」参照）等の他の節がそれらの減損について規定しているものを除き、総ての資産の減損について適用される。（IFRS for SMEs 27.1） 棚卸資産に減損が生じている場合には、回収可能価額を完成及び販売費用控除後の販売価額とする。（IFRS for SMEs 27.2） 棚卸資産以外の資産に減損が生じている場合には、回収可能価額を販売費用控除後の公正価値、使用価値のいずれか高いほうとする。（IFRS for SMEs 27.11）	将来使用の見込みがないことと判断される。 (36) ゴルフ会員権 (1) ゴルフ会員権の評価 ゴルフ会員権は、取得原価で評価する。ただし、ゴルフ会員権の計上額の重要性が高い場合で、以下の要件に該当するときは、減損処理を行う。 ① 時価があるゴルフ会員権・・・時価が著しく下落したとき ② 時価のないゴルフ会員権・・・発行会社の財政状態が著しく悪化したとき (2) 預託保証金方式によるゴルフ会員権を減損する場合の会計処理 預託保証金方式によるゴルフ会員権の時価が著しく下落したことにより減損処理する場合には、帳簿価額のうち預託保証金を上回る金額について、まず直接評価損を計上し、さらに時価が預託保証金の額を下回る場合には、当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定する。ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。（38）	帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 （以下、会社更生法 又は金融機関等の更生手続の特例等省略） 資産の評価損の計上ができる事実 法令 68 条 特定の実事が生じた場合の資産の評価損の損金算入に規定する政令で定める事実は物損等の事実及び法的整理の事実とする。 一 棚卸資産 次に掲げる事実 イ 災害により著しく損傷したこと。 ロ 著しく陳腐化したこと。 ハ イ又はロに準ずる特別の実事 二 有価証券 次に掲げる事実 イ 売買目的有価証券の時価評価金額に掲げる有価証券の価額が著しく低下したこと。 ロ イに規定する有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。 ハ ロまでに準ずる特別の実事 三 固定資産 次に掲げる事実 イ 災害により著しく損傷したこと。 ロ 一年以上にわたり遊休状態にあること。
---	---	--

			ハ その本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと。 ニ 所在する場所の状況が著しく変化したこと。 ホ イからニまでに準ずる特別の事実 四 繰延資産 次に掲げる事実 イ その繰延資産となる費用の支出の対象となった固定資産につき前号イからニまでに掲げる事実が生じたこと。 ロ イに準ずる特別の事実
--	--	--	---